

(様式 3 公表の表紙)

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の
一部を改正する条例(案)の
パブリックコメント手続の実施について

平成 30 年 3 月
つくば市生活環境部廃棄物対策課

案件名	つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(案)
募集期間	平成 30 年3月 23 日 ~ 平成 30 年4月 23 日
担当課	生活環境部廃棄物対策課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線)3841

■ 意見募集の趣旨

「つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」では、土砂等の埋め立て等事業の規制を行っていますが、事業者及び工事施工者に関する資格要件がありませんでした。

このため、事業者及び工事施工者に対する欠格事項を設けることを目的に条例の一部を改正します。

つきましては、条例案を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・ つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）
- ・ つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（案）の背景・経緯等
- ・ 条例改正（案）概要版
- ・ 新旧対照表

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・ 生活環境部廃棄物対策課（3階）
 - ・ 各窓口センター
 - ・ 各地域交流センター
- ※施設閉庁日を除く
- 郵便 〒305-8555
つくば市研究学園一丁目1番地1
つくば市生活環境部廃棄物対策課
- ファクシミリ 029-868-7592
- 電子メール evm030@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(案)の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。
また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成30年5月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、廃棄物対策課、
 情報コーナー(庁舎1階)、
 各窓口センター、各地域交流センター

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 月 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市条例第 号

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

つくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成4年つくば市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に係る事業」を「の内容」に、「に掲げる基準に」を「のいずれにも」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 事業者及び工事施工者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかの事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ア) この条例その他生活環境の保全を目的とする法令又は条例の規定に違反したこと。

(イ) (ア)に掲げる法令又は条例の規定に基づく処分に違反したこと。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反

したこと。

(エ) 刑法（明治40年法律第45号）第204条，第206条，第208条，第208条の2第1項，第222条又は第247条の罪を犯したこと。

(オ) 暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したこと。

エ 第11条第1項の規定により許可を取り消され，その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては，当該取消しの処分に係るつくば市行政手続条例（平成9年つくば市条例第51号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ 第11条第1項の規定による命令を受け，その命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては，当該命令の日当該法人の役員であった者を含む。）

カ 事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ク 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては，その役員を含む。）がアからキまでのいずれかに該当するもの

ケ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

コ 個人で規則で定める使用人のうちにアからキまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第11条第1項に次の1号を加える。

(4) 第6条第1項第5号アからサまでのいずれかに該当するに至った者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のつくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項又は第7条第1項の許可を受けている者は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）にこの条例による改正後のつくば市土砂等の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項又は第7条第1項の許可を受けたものとみなす。

3 施行日前にされた改正前の条例第5条第1項又は第7条第1項の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定により改正後の条例第5条第1項又は第7条第1項の許可を受けたものとみなされた者に対する改正後の条例第11条第1項の規定による許可の取消し又は事業の停止の命令若しくは原状回復の命令に関しては、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。